

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局放課後児童育成課

4月8日以降の「放課後キッズクラブ」の対応について

本市の小学校における教育活動の再開や新型コロナウイルス感染拡大防止の観点を踏まえ、4月8日以降の放課後キッズクラブは、次のとおり対応します。

保護者の皆様におかれましては、子ども達への感染拡大を防ぐための措置に、御理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 利用について

(1) 4月8日(水)から4月11日(土)まで

ア 対象児童

区分2の登録児童のみ

イ 利用時間

平日：学校の課業時間終了後から19時まで

土曜日：8時30分から19時まで

ウ 活動場所

引き続き、衛生管理や感染症対策を実施したうえで、通常どおりの活動となります。

(2) 4月13日(月)から4月30日(木)まで

ア 対象児童

(ア) 区分1の登録児童

※感染症拡大防止の観点から、クラブの規模や状況に応じて、利用日を限定する場合があります。

(イ) 区分2の登録児童(区分1の登録児童で1回800円の利用料とおやつ代を支払うことで、17時以降も引き続き利用する場合があります。ただし、区分2の児童が定員を下回っている場合のみ利用できます。)

イ 利用時間

(ア) 区分1 平日：学校の課業時間終了後から概ね90分程度

土曜日：クラブが定める時間で概ね90分程度

(イ) 区分2 平日：学校の課業時間終了後から19時まで

土曜日：8時30分から19時まで

ウ 活動場所

(ア) 区分1 原則、キッズルーム以外での活動になります。(校庭・体育館・図書室・特別教室等で活動しますが、活動場所は、学校・クラブの状況や規模によって異なります。)

(イ) 区分2 引き続き、衛生管理や感染症対策を実施したうえで、通常どおりの活動となります。

(3) 5月1日(金)以降

後日、改めてご連絡します。

2 依頼事項

(1) 区分1の利用について

放課後キッズクラブの区分1は、「遊びの場」として実施しています。

今後の市内で新型コロナウイルス感染状況等によって、4月中であっても区分1の利用の中止や臨時休業する場合がありますので、ご承知おきください。なお、5月以降の区分1の実施については、現時点では未定です。